

菊川市小口資金融資利子補給制度要綱

制定 平成17年1月17日告示第107号

改正 平成20年1月22日告示第3号

平成28年5月13日告示第139号

令和5年6月26日告示第149号

(趣旨)

第1条 市長は、市内の小規模事業者の経営の安定及び合理化を促進し、小規模事業者の事業の健全な発展に資するため、その事業活動に必要な小口の事業資金を融資した金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「金融機関」とは、静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）と信用保証に関し約定し、この要綱に係る融資を行うものをいう。

2 この要綱において「小規模事業者」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項各号に掲げるものであって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 常時使用する従業員の数が30人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については10人）以下であること。
 - イ 事業に従事する組合員が30人以下の企業組合
 - ウ 常時使用する従業員の数が30人以下の協業組合
 - エ 常時使用する従業員の数が30人以下の医業を主たる事業とする法人
- (2) 原則として、市内でこの要綱に係る融資の申込日以前6か月以上引き続き同一業種に属する事業を営んでいること。
- (3) この要綱に係る融資の申込日以前において納期が到来した市税等（徴収猶予に係る税額を除く。）を完納していること。
- (4) 協会の信用保証対象資格があること。
- (5) この要綱に係る融資の債務がないこと。

(融資の条件)

第3条 この要綱による利子補給の対象となる融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金用途 事業資金（設備資金及び運転資金）
- (2) 融資限度額 700万円以内
- (3) 融資期間 5年以内
- (4) 融資利率 市長の定める率による。
- (5) 返済方法 原則として元金均等の月賦償還とする。
- (6) 信用保証及び保証料 協会の保証付きとし、保証料は、協会の定める率とする。
- (7) 担保及び保証人 協会の定めるところによる。

(融資の申込みの受付機関)

第4条 この要綱に係る融資の申込みの受付機関は、市又は金融機関とする。

(申込書類)

第5条 前条の申込みに当たっては、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 信用保証委託申込書 1部
- (2) 信用保証委託契約書 1部
- (3) その他市長が必要として指示した書類 1部
(審査、決定等)

第6条 市は、第4条の申込みの内容について実態を調査し、適切と認めるものについては速やかに関係書類を協会に送付するものとする。

- 2 協会は、前項の送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査の上、保証を可とするものについては、取扱金融機関に融資をあっせんするとともに市を経由して申込者に通知するものとする。特別の理由によりあっせんを拒否したときも、同様とする。
- 3 金融機関は、協会からのあっせんを受けたときは、所定の手続を経て速やかに融資を実行するものとする。ただし、特別な理由により融資が不可能と決定したときは、その理由を付して協会へ関係書類を送付するものとする。
- 4 金融機関は、この要綱に係る融資について歩積・両建預金を要求してはならない。
(報告)

第7条 協会は、この要綱による保証の状況等を別に定めるところにより市長に報告するものとする。

(利子補給金の額)

第8条 金融機関に交付する利子補給金の額は、年度別に区別して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで(以下「上期」という。)及び10月1日から3月31日まで(以下「下期」という。)の各期間における月初ごとの融資残高に別に定める利子補給率及び12分の1を乗じて得た額の合計とし、円未満は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第9条 この要綱による利子補給金の交付を受けようとする金融機関は、利子補給金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 利子補給金計算内訳表(様式第2号)
- (2) その他市長が必要として指示した書類

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請書が提出された場合は、内容を審査の上、相当と認めるときは、当該申請者に対し、様式第3号により交付決定の通知を行うものとする。

(請求の手続)

第11条 この要綱による利子補給金の交付の請求を行おうとする金融機関は、請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、利子補給金の交付決定通知書を受領した日から起算して10日以内に1部提出しなければならない。

(書類の経由)

第12条 この要綱に基づき小規模事業者が市長に提出すべき書類は、当該事業資金の融資をした金融機関を経由するものとする。

(遵守事項)

第13条 金融機関は、この要綱及び協会との契約を遵守しなければならない。

2 市は、金融機関について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等、この要綱に違反する事項があると認めるときは、関係機関と協議して利子補給を取り消すことができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市、協会及び金融機関が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月17日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の小笠町小口資金融資利子補給制度要綱(平成14年小笠町要綱)又は菊川町小口資金利子補給金交付要綱(平成14年菊川町要綱第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年1月22日告示第3号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月13日告示第139号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年6月26日告示第149号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

様式第2号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4横型)

様式第3号(第10条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

様式第4号(第11条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)